

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約前に「五條市個人情報保護条例」及び「五條市個人情報の取扱いを伴う事務の委託に関する基準」に基づき、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することにより個人情報の保護に必要な措置を行っている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関連事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第8号 別表第二16の2、17、18、19、115の2 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第8号 別表第二16の2、16の3、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 健康推進課) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 健康推進課) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスの防止として、複数人でのチェック体制を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離籍時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	「・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」を追記	事前	新型コロナウイルスワクチン接種証明書の電子交付、ワクチン記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更
令和3年12月6日	3. 特定個人情報ファイルの利用	・番号法第19条第15号	・番号法第19条第16号	事前	新型コロナウイルスワクチン接種証明書の電子交付、ワクチン記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更
令和3年12月6日	3. 特定個人情報ファイルの利用	・番号法19条第5号	・番号法第19条第6号	事前	新型コロナウイルスワクチン接種証明書の電子交付、ワクチン記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更
令和4年3月24日	I. 3. 法令上の根拠	—	・番号法第9条第1項 ・別表第一 10項	事後	根拠法令を追加
令和4年3月24日	I. 4. ②法令上の根拠	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第7号 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第7号	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第8号 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和4年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年3月24日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年3月24日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の特例規定に基づき予防接種を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の情報を登録する。 ・予防接種実施後にワクチン接種記録システム(VRS)へ接種記録等を登録、管理する。	・予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の特例規定に基づき予防接種を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の情報を登録する。 ・予防接種実施後にワクチン接種記録システム(VRS)へ接種記録等を登録、管理する。 を削除	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	5. 評価実施機関における担当部署	すこやか市民部 保健福祉センター 保健福祉センター所長	すこやか市民部 健康推進課 健康推進課課長	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。